

## 令和8年4月1日からの 成人用肺炎球菌予防接種についての説明書

### 肺炎球菌感染症の概要

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎・肺炎・敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

### 接種の対象者

以下に該当する方が対象です。

- ① 65 歳の方(接種期限は、66歳の誕生日前日まで。)
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

### 使用するワクチンと接種方法

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を用いて、1回筋肉内に接種します。

**なお、国の制度変更に伴い、令和8年度より定期接種で用いるワクチンが 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になります。**

### 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の効果

肺炎球菌には、100 種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンであり、この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるとい研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

### 個人負担金

広報はくさん3月号及び4月号でご案内しておりますとおり、使用するワクチンの変更に伴い、個人負担金が変わります。(一部無料の方がおいでます。接種券をご確認ください。)

今回お送りした接種券は、**昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方に共通の様式となっています。お届けしました接種券はそのままお使いいただけますが、「2,500 円」と記載されている個人負担金は、令和 8 年 4 月 1 日以降、「3,200 円」に読み替えて使用することになります。**ご迷惑をおかけいたしますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 接種できない方・接種に注意が必要な方

ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、また予防接種を行うことが不適当な状態にある方等は接種できません。

また、免疫不全と診断されている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方、過去にけいれんを起こしたことがある方、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方や血小板減少症・凝固障害・抗凝固療法を受けている方は接種に注意が必要です。

### 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

### 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

### 接種を受けた後の注意点

- ワクチンの接種後 30 分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

### 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

#### 【 事務担当 】

白山市健康福祉部いきいき健康課 保健予防係  
〒924-0865  
白山市倉光三丁目 100 番地(健康センター松任内)  
電話 274-2155 FAX 274-2158